

特 241

8

中小工業の振興と産業金融

神戸商工会議所  
商工相談所



\*0029095000\*

0029095-000

特 241-8

中小工業の振興と産業金融

神戸商工会議所商工相談所・〔編〕

神戸商工会議所

昭和13

ADI

3  
9

特241  
8



「中小工業振興の國策」に順應して結成せられつゝある全國工業組合は總數今や千二百五十の多きに達し、商工組合中央金庫を介し金融問題解決の曙光を顯現してゐるのであるが、時局の波は需要に變化を招来し例へば國產原料の輸出品化の如き亦貿易尻改善の爲、重要性を加へて來たこと多く云ふを待たぬ。當局にありても商工相談所の擴充と指導家の配置に依りて經營と技術の兩方面に亘り特別の努力を續け、工場裝備の轉換誘導にも大意である。

この秋に當り政府再補償にかゝる地方團の「中小工業融通資金損失補償制度」利用の方途を明かにするは、九十九パーセントを占むる都市中小規模の工場經營者に生命を與へ國策の線に添ふ所以であり、極めて緊切なる對策であらう。刻下の現勢と業界の實情を描寫したものが本稿であつて讀者の注意を喚起し以てその協力を期待するに外ならぬ。

筆者 識す



工 産 物 總 覽 (5人以上) 昭和10年

業 別	工場数	職 工 数			一人一日平均賃金		工 産 額
		男	女	計	男	女	
紡 織 工 業	47	1,718	5,181	6,899	1.44	.75	27,842,931
金 属 工 業	65	9,550	277	9,827	1.54	.88	114,874,421
機 械 器 具 工 業	161	28,549	764	29,313	1.86	.85	105,722,855
窯 業	3	309	131	440	1.42	.73	881,118
化 学 工 業	157	4,761	4,309	9,070	1.52	.77	71,298,712
製 材 及 木 製 品 工 業	72	1,054	199	1,253	2.00	.73	5,143,311
印 刷 及 製 本 業	70	1,064	145	1,209	1.83	1.09	3,546,417
食 料 品 工 業	120	2,268	463	2,731	1.54	.68	59,447,170
瓦 斯 及 電 氣 業	4	270	—	270	2.86	—	8,695,207
其 他 工 業	171	2,329	4,035	6,364	1.43	.71	16,968,465
計	870	51,872	15,504	67,376	1.74	8.0	414,420,607

## 中小工業の振興と産業金融

- 一、業態調査と項目「配給の過程」
  - 二、中小工業の前途観「少額資本」
  - 三、工業相談の諸相「輸出品化に目標」
  - 四、制度の運用と補償料「改正の要」
  - 五、小口工業金融「人と用途を調査」
- 附 録

### 一 業態調査と項目「配給の過程」

国際貿易の障害による重要輸出品に異変がある限り、貿易統計表上雑品として取扱はるゝ主として中小工業経営者の生産する各種の工業品を以て之に代位せしむる必要があらう。勿論之等の工場にて重要輸出品並に重工業關係の部分品を生産する所謂下請を本業となすものあるなど一様に取扱ふことは少しく困難ならんも、之を独占の工場経営とすれば共通点多きを以て少数の場合を除き、茲には差別なく研究の歩を進めることとする。神戸市の産業調査としては昭和十年十一月現在にて神戸市役所は工業調査を行ひ、重要な資料を發表して居る。最近の一兩年に、急速なる進歩を示せる都市工業の計數としては少しく實際に即せざる憾みはあるが、敢て展示することとする。蓋し其の概要を判知する上に必要なるのみならず其の後の發展を觀察するにも有益であると思料せらるゝからである。即

ち次の通り。

神戸市内中小工業の概況

工場分布 (計)		業 態 (計)	
東部 (灘、葺合)	一、七一三	製 造 業 (内副業三六)	二、五九七
中部 (神戸、淡東、淡)	一、七〇六	加工及修理業 (内副業四八)	二、九三五
西部 (兵庫、林田、須磨)	三、二五九	製、加、修及販賣業 (内副業七)	一、一四六
平均資本金	四、六五一圓	運轉資本	四三・四%
個人	五七、九三四圓	従業員数	四・四人
合 名	三〇、七四九圓	工場数	六、一九一
合 資	二、八九二、九四六圓		
株 式	四七、〇七五圓		
其 他	六二、六〇〇圓		
總 平 均	六二、六〇〇圓		
生 産 額	平均工場	従業員	収入百圓に付
個人	七、四〇九圓	一人當	八五・五六
合 名	七二、八六七圓		九〇・七八
合 資	七八、三九三圓		九二・〇四
株 式	一、三七三、七四二圓		九三・六七
其 他	一三六、九〇〇圓		七二・一二
總 平 均	三七、七七二圓		九一・九四
		支出内訳	
		原料材料	五八・八%
		燃料動力	四・一%
		賃銀給料	一八・〇%
		租税公課	二・三%
		修繕償却	四・五%
		利息	四・六%
		營業費	七・七%
		計	六、六七八

右表によれば市内は東部と中部を合して西部と其の工場数を折半して居ることが判るが、比較的大工場は西部よりも中部と東部に多いのである。又都市の特色とは申しながら神戸は副業の極めて少いことは大阪などの比でない。更に固定資本と流動資本の比率が三對二を示して居ることは當然であるが、工業金融と商業金融と其の性質を本質的に、差異あらしむる所以なることが出来やう。本稿に於ける産業金融問題に關聯あるものなれば豫め注意を喚起しおく所以であつて、生産額と支出内訳も亦必要な資料であらう。

茲に調査の重要性と統計作成の困難を云々するは無用のやうであるが、貿易業態調査に就て少しく述べることにする。現下の複雑なる貿易情勢に對照して適正なる貿易政策を樹て又機宜の措置を敏速に講ずるが爲、貿易業が如何なる業者に依り如何なる形態に於て營業れつゝありや、先以て貿易業態の明確なる資料を備ふる必要あること喋々を要せぬ。通關による貿易統計は詳細なるものが存するも貿易品のみを對象として調査せられただけでは充分でない、よろしく之等貿易品を取扱ふ業者即ち貿易業者、其の賣込み商又は製造業者乃至は消費者も考究することが極めて肝要である。而して從來この人的要素を材料とする調査に缺けてゐるやうであつた。先年來の統制問題を取扱ふに當り第一次的には業者の自治に俟ち主として輸出組合などの圓滿なる施行に委ね來つたのであるが、最近に於ける情勢の急激なる變化に伴ひ益々複雑化するに従ひ貿易問題としての對内政策と雖も、單に業者の自治的統制にのみ委ねおく譯にも行かぬこととなり、中央政府に於て敏速なる措置を講ずるに當り前述の如き貿易品中心の資料に基き作成せられたる貿易統計のみに頼り得ざること明かとなり、「貿易業者の業態調査」即ち人的關係が緊要となつて來た次第である。

されば商工省貿易局にありては資源調査法に基き十二年十一月十七日附官報を以て省令第三十號貿易調査規則を制定發布したが、同規則第二條第二項の規定に依り輸出品として三百二十五商品、又輸入品として二百四商品の分類が商工省告示第二百二十二號を以て定められ、之等商品に就き取引状況など基本的調査をなすこととなつた。依つて各貿易業者に就き營業の組織及規模並に取引内容(活動

振り)を調査せんとするものであるが、取扱ひ商品の配給關係に於て他の販賣業者との相互關聯、更に消費者との關係や製造業者との取引狀況をも詳にする必要がある。斯くて貿易品の全取引系統を明かにし以て業態調査の完璧を期せんとするものである。尤も全貌觀知のかゝる大調査は相當の費用と時日を要すること多言を待たぬ。従つて昭和十二年度の第一回調査は貿易品の取扱業者中直接在外商社より輸入し、又は直接在外商社に輸出するを業とするものに限り、この種業者の手を経て貿易品の輸出又は輸入をなす所謂間接貿易業者や其の他の販賣業者又は製造業者に就ては調査を行はざることとした、亦已むを得ない所であらう。

以上の如く靜態調査(商號又は名稱、代表者の氏名及國籍、營業所の所在地、本店の稱號及所在地、企業組織及法人の國籍、營業の種類、出資額又は資本額、支店出張所の所在地、主要取扱商品、營業開始の年月日、従業員數、加入せる貿易團體の名稱、取引銀行名、受信外國電報の名宛略號、使用コードブックの種類、總代理店又は一手販賣店關係)に於て營業の組織、規模、取引方法の概況を一定時に於て知る場合に於ても業者の員數、地域乃至は理解の程度等によりて難易に著しき差異あり、殊に工業にありては紡織、金屬、機械、化學、木工、印刷、食料品並に窯業等に大別するも更に各多種類に區分せられ、其の他の工業亦雜多なれば調査容易ならざるものあり、只前記貿易業態調査の如く資源調査法に基き商工省令貿易業調査規則の強行力ある場合は格別ならん。何れにするも取扱製品の數量價格並に取引關係たる原料の仕入及販賣方法等に關する動態調査、即ち製品の流通過程に關する調査は至つて難事なること經驗の實證する所である。尤も設備並に其の生産量に就ては軍部方面に於て特別の指示ある爲、數的の發表を制限又は禁止せらるゝ工場もあれば一概に論述し得ざるべく事變下にありては留意せねばならぬ事柄だ。

工業にありても「會社統計規則」によりて毎年十二月末日現在に於ける狀況を會社票記載の要項を記入の上市町村長に提出し、地方長官を経て商工大臣に届出でらるゝ定めなれば靜態調査として會社組織の企業に就ては判明するも、個人經營にありては同規則で望

み得ない。現に「兵庫縣會社一覽」なる縣總務部調査課の刊行書に依れば各工業會社の商號、主たる事務所の所在地、主要業務、設立年月、出資額又は資本金の外會社の代表者氏名を知ることが出来るが、社債額、積立金、純益金(又は缺損高)及配當金は株式組織其の他のもので決算報告を公表してゐる場合の外通常之を知り得ない。況んや動態調査の期待する事項の如きこの種規則の示す「會社票」にも要求し居らざるをや。従つて軍需工業動員法又は資源調査法など所謂時局經濟非常法令に依るにあらざれば別格の工業調査(事變下工場殊に生産狀態の發表は禁止)の外實際的な概況を知り得ない譯である。

「中小商工業振興の國策」に包含せらるゝ中小貿易業に就て國際通商の異變時に皇軍の移動と共に差當り北支に向つて進出の機運を助長するが爲、計畫せらるゝ處一二なるに非ず。情報機關の整備、實地調査、見本市、共同販賣所など各方面の企圖もありて國策の確定と共に効果を擧げ得るものならんも、果して中小工業の彼の地に於ける新規計畫の成否如何が可なり問題になつてゐる。然し貿易に就てはプロック經濟の運營發展と共に益々其の活動範圍を擴大するばかりで少しも悲觀するに及ばぬ。經濟開發の工作は蓋し彼地、億萬の住民に購買力を附與する所以であるから、治安の恢復、産業指導の進捗と共に日滿支相互間物資の動きは相當程度の期待に對し何人も疑念を懐かざる所ならん。雜多の物資の動き、それは中小貿易業活躍の餘地を示すものであり將來が約束せらるゝに外ならぬ。只無統制の經營に放任して可なりや、業者の結束にかゝる一團としての輸出組合あたりの運營に待つべきや研究の餘地ある所、學究的に將亦實際問題として検討すべき重要な刻下の題材たるを失はぬ、個人的利害以上に國策として解決の急迫を訴ふる所である。

## 二 中小工業の前途觀「少額資本」

手先足先の器用な特異性を有する大和民族に手工業の發達は當然である。加之我國の如く原動力として電力料の低廉なるなど好條件による中小規模の工業が益々發展するも亦期待せらるゝ處であつて國策としても「單に中堅國民なるの故を以て振興を計るべし」との

抽象論でなく、この階級の盛衰が一國經濟の運行上大なる關係ある所以は本誌創刊號に於て少しく説きたる處なるが故に茲には之を繰返さざるも、中小工業のある所中小商業亦存立するものなりとの觀察は注目しに價ひする。

今神戸市内に於ける中小工業を資本別に、其の階級に従ひ企業の規模などを見ることとする。尤もこの區別は従業員數を以てすべしとなすの妥當性も首肯出來ないではないが、之を本市の工業調査に徴するに、比較的小規模に屬する個人經營の工場にありては従業員數四人半となり、合名會社二十二人半、合資會社三十人平均なるに株式會社組織の工場にありては一工場平均員數三百人であるから、従業員數平均五十人前後を以て大中工業の區劃點となすことも出來やう、後段示すが如く家族合算の平均一工場従業員數は資本金百圓未滿の平均一人半は暫く問題外とするも同五百圓未滿一人九、同千圓未滿二人七、同二千圓未滿三人六、同五千圓未滿五人八、同一萬圓未滿八人四など何れも少數なるを以て會社主として、株式組織を大企業と判定し得るに反し個人經營は之を中小企業と云ふ點に於て角度を變更するも同一の標準に歸することとなる。茲に神戸市内の資本階級別に依る中小工場數を示せば次の通り。

資本別工場數	百圓未滿		五百圓未滿		千圓未滿		二千圓未滿		五千圓未滿		一萬圓未滿		一萬圓以上	
	製、造、業	加、修、業												
計	九三	六一	六一九	三六七	二、一〇一	一、一四一	一、〇九一	一、一四一	九三〇	八七六	三九六	一、一四一	一、一四一	九〇
%	五七・一	三三・九	三三・五	一八・二	一・一									

扱て中小工業の助成に就ては之を都市繁榮の培養策より論述するも一法たるを失はぬ。顧るに十八世紀末以後英國を始めとし歐洲各

國を風靡し米大陸にも飛火した彼の産業革命は、燎原の火勢物凄く家内工業を燒盡したるの觀を呈し、大資本による工場生産の躍進的發展を促すに至れる事實は周知の通りである。機械文明の壓力に耐え兼ねて手工業が漸次崩壊したのもこの期間であつた。小規模生産に代りて大規模生産が發展し、分業こそ産業經營上多くの利益を如實に示したのも經濟學あたりで説く通りだ。それにも拘らず我國にありては今尙手工業的色彩の濃厚なる中小規模の家内工業の存在する理由如何と云ふに、特異なる民族性に就ては既に指摘した通りであるが、更に考ふれば近代色の大規模工業が及び得ざる強味を有するからだ。本市にありても雜多なる業種、殆んど全部に亘り中小工業の存在が調査によりて判明してゐる、實に一萬圓以下の資本にて經營せらるゝもの全市工場總數の九割一分之を五萬圓に區劃線を引上ぐるときは九割七分を占む。寧ろ驚かざるを得ぬ。標準線(資本金五十萬圓未滿)に到れば比率益々大となる、逆に資本金千圓未滿に就て見るも五割七分強又之を同五百圓に引下ぐるも四割一分を占む、如何に少額資本階級者によりて諸工業が經營せられ居るものなるかを知ることが出來やう。

この百分比は東京及大阪に對照するも略ぼ同率であつて本業工場總數神戸の六千五百八十七に對し、東京八萬二千四百九十七、大阪四萬六千六十七、又副業工場數神戸の九十一に對し東京の千七百七十、比較的多數を有する大阪の六千四百三十六は同地の特色を示すものである。其の百分比次の通り。

工場數	神戸	大阪	東京
小工場	五七・〇七	五四・〇一	四三・六九
中工場	四二・一一	四五・四二	五五・九八
大工場	〇・八二	〇・五七	〇・三三

右の百分比に依れば中小規模に屬する工場數は總數の九十九パーセント以上となり、東京、大阪以外大小の都市にありても凡そこれ

に類似の情勢なるは容易に推知することが出来る。尤も前に掲げた資本金一萬圓未満の場合と比率に差ある所以は標準線を同五十萬圓とする資本階級の區劃の異なるのみ、序に三都に於ける大中小一工場の平均資本金額をも示せば次の通り。

資本別	神戸	大阪	東京
小工場	三二九圓	三三四圓	四七七圓
中工場	一三、一三〇圓	一三、二六四圓	七、七〇一圓
大工場	六、九〇六、七二九圓	三、六二八、一五六圓	三、一三八、七九六圓

〔註〕神戸は瓦斯及電氣事業を含む

斯くの如く中小工業の群存する原因は二三に止まらざるべきも、我國工業就中本市に於ける工業の發達が餘りに急激に行はれ、然も大部分が近代化され居らざる結果に外ならぬ。果して然らば近代化即ち機械化並に科學管理など生産過程の改善、經營の合理化によりて更に效率の引上げ、業績の向上に關し充分驥足を延ばし得る餘地の存することを立證するものであつて、助成後援の價値ある所以を物語るものなりと云はねばならぬ。過般本所工業部會に於て左の通り研究の歩を進めることとしが如き亦時宜に適した對策の一つであらう、今や職業紹介所に於ける人の移動仲介と共に中小工業の生産轉換に關し、商工相談所の指導が重要性を加へて來たのだ。

### 軍需品下請工業助成問題に就て

#### 一、商工省に於ける軍需品下請工場助成策

商工省では従來地方工業化の一方法として地方の軍需品下請工場に對しては註文の斡旋、製品の検査、規格の統一、ゲージの貸與、技術の指導などの保護助成策を行つて來たが、地方工業化に重點を置いてゐた爲、大都市の軍需品下請工場は右の助成から除外されてゐたが、最近益々軍需品の生産力擴充が急務となつたので、商工省に於ても従來の方針を變更し、全國の下請製品の約八割を占むる東京、大阪、名古屋、京都、横濱、神戸、福岡の七大都市に於ける下請業者に對し積極的助成に乗出すこととなつた。即ち

七大都市の下請業者をして地方別に工業組合を設立せしめて、工業組合と親会社の連絡をはかり、組合をして註文の共同引受、規格の統一などの助成

策を講ぜしむることとなつた。

#### 二、東京府、市、商工會議所の軍需品下請斡旋運動

支那事變の長期戦化に伴ひ軍需品生産活動は益々本格的段階に入り、一方これによつて生ずる平和産業の軍需工業への轉換は益々急となつて來たが、豫て軍需品生産への協力及中小工場の救済を目的として、軍需品下請斡旋に努めつゝあつた府、市、會議所は最近の情勢變化に鑑み、從來連絡を一步進めて東京軍需工業斡旋中央會(假稱)を設置し、下請斡旋運動の中心機關たらしめんとす。

右中央機關の設置によつて陸海軍工廠から東京府下の中小工場への軍需品註文は全部一應中央機關に於て假受註し、更に中央機關では軍需品の品種に應じて工業組合或は個々の工場によつて結成される受註プロックに對して斡旋し正式の關係が簡單化する結果、軍需品の下請運動は一段と活潑の度を加ふるものと見られてゐる。

#### 三、神戸市に於ける軍需品下請工業の概況

本市に於ける所謂下請工業中、各種機械工具及航空機兵器等の附屬品並に部分品の下請製作又は加工を業とする中小工場は約五百と推定するが、之等下請状況を見るに主として川崎、三菱兩造船所、神戸製鋼所、日本エヤープレーキ株式会社、其の他の大工場より製作又は加工に關する見積照會に對し競争見積の結果、最低價格見積者に於て受註をなすもの及指定註文に依り受註をなすもの二様あり。又製品検査に付ては前記諸會社の下請製作の關係上、之等註文先に於て検査員を派遣し、検査を行ふか或は持込検査を受け居れる現狀である。

#### ▽工業組合の結成

本市東部工場地帯に於ける一部下請業者は業界の統制と向上を圖る爲工業組合を結成し、昭和十二年四月商工省の認可を得て、神戸算合精機工業組合を組織するに至つた。現在組合員四十七工場、出資總額五萬圓、主たる製品は

空氣壓縮機、各種水壓機、各種ポンプ類、製氷機、小型發動機、ゴム及燐寸製造用機械、内燃機、航空機、各種兵器などの附屬品及部分品製作加工等にて一箇年生産額は約百五十萬圓である。

現在同組合の着手せる事業は (イ)共同註文の引受 (ロ)消耗品共同購入 (ハ)層鐵の共同販賣等にて逐次製品の統一と向上を圖り、共同設備の充實に努めつゝある一面、在來の検査制度の不備缺陷を補ふため、組合内に検査機關を設置して嚴密なる検査を實施せんことを目論見つゝある。

#### 四、軍需下請工業助成に關する諸問題

- (一)工業組合の結成と親会社との連絡
- (二)註文の斡旋
- (三)規格の統一と検査機關
- (四)ゲージの貸與技術の指導
- (五)金融

要するに規格的に大量生産を目標とする大工場企業への進出と共に複雑なる精巧品其他に對しては手工業としての家内工業的生産増進への有利なる計畫を進め、我が民族性の素質に應じた特異の發達に努めねばならぬ。中小工業の輕視し難き點であり、國策に順應して將に都市繁榮培養上執るべき産業政策上の緊切なる指針でもあらう。尙本市工業の特色に就ては前掲工業調査書に次の如く要約的數言を用ひてゐる、茲に引用せん。

神戸市工業の特色

本市工業の主要なるものは既に述べたやうに機械工業、金屬工業、化學工業、食料品工業等であるが、この内機械工業と化學工業は本市工業部門中二大部門とも謂ふべき地位を占めてゐると同時に、亦本市工業の有する特色であるとも謂ひ得るのである。機械工業中主要なるものは造船、造機、飛行機及車輛製作等で其の多くは所謂重工業に屬し、我國防上極めて重要な地位に置かれてゐる。是等の多くは相當以前より發達し世界に誇るべき技術を有し、大規模の設備を必要とする關係上何れも巨大なる資本を包擁してゐるのである。この外近來各種の機械製作業の勃興を見つゝあるのであるが、今尙幼稚にして遺憾ながら歐米の後塵を拜するの境地より離脱し得ないものが多い。化學工業の中其の王座を占めてゐるものは何んと謂つても硫酸工業で、其の急速な躍進を遂げたことは本市工業中自眉と謂ふべきである。硫酸工業の範圍は極めて廣汎に涉り、其の製品の如きも近來餘程高度化し歐米のそれに比肩すべきものもあるが概して是亦幼稚の域を免れない。次に鑄造工業は本市に於て最も古い歴史と發達を有する工業ではあるが、久しく不振の域を脱し得ない情勢である。この外各種の化學工業が勃興しつゝあるが未だ世界に誇るべきものが見當らないのは遺憾である。

以上本市工業の生命とも謂ふべき工業は機械、化學の兩部門で、何れも將來性に富める點に於て意を強うするに足るのである。我國の如く天然資源の貧弱なる國に於ては、無より有を生ずる途に行かぬとしても殆んど無價値に近い物質を利用して各種の高價品を製出する産業を興す必要がある。幸ひに本市に於ては化學工業が本市工業の特色とも謂ふべき發展振りを示してゐるのであるから、之を基礎として未知の領域に進むやう研鑽努力を拂つたならば本市獨特の新製品を作り出すことにもなり、愈々益々本市工業の特異性を發揮せしむることになる。機械製作業に於ても既設のものには概して原料を多分に使用するところの重工業的のものが多く、既に述べたやうに天然資源の乏しい我が國に於ては特に程度の高い精密工作の域に進まなければならぬ近來本市に於ても精密工業が漸次勃興しつゝあるが未だ幼稚の域を免れない。乍然我が國民のみが有する器用と精神統一の特有性とを新業の上に利用するに於ては遠からず新工業の獨立性を獲得し、歐米のそれと比肩し更に竿頭一步を進むる時代の來ることを確信し且待望して止まぬ次第である。

今参考の爲、大阪市に於ける工業の種別に就て統計を示すこととする。近接の都市だと云ふばかりでなく、工業の中心とも云はるゝ同市の産業内容を知るも亦本市工業の進路に暗示を與ふるの方途となるからだ。尤も茲には其の概要に止めるから詳細は「大阪市工業調査書」を参照せられたい。

資本別比率	一工場平均		全工場數に對する比率		内、舊市内にある比率		資本金		資本金		資本金		資本金		
	資本金	圓	對する比率	對する比率	資本金	五百圓未満	千圓未満	二千圓未満	五千圓未満	一萬圓未満	資本金	資本金	資本金	資本金	
紡織工業	四五、七八五		一一・七八		五七・五三		三九・一八		七・六一		一六・二〇		一四・七三		四・八五
金屬工業	五三、〇三七		一一・七七		六一・九九		三二・七七		一五・二四		一五・四二		一四・七二		七・九〇
機械器具	二三、八〇五		一七・五五		六六・七一		二七・〇八		一七・四九		一七・六七		一七・七二		七・八五
窯業	三八、九六三		一・五一		四八・五六		三〇・一一		一三・一一		一〇・六六		一五・二七		九・〇八
化學工業	九一、六五四		二・九		四七・〇七		一九・六八		九・二九		一〇・七一		一五・五四		九・六七
製材木製	三、二一九		一一・七六		六九・六九		五二・一八		一八・三五		一三・一〇		九・一一		三・二八
印刷製本	二九、三五四		三・七一		八一・〇三		一四・六九		一七・五一		二〇・四三		二二・三一		一〇・一九
食料品工業	二三、一一六		一〇・五二		六二・七九		二六・一三		二二・七五		一九・六二		一四・八一		六・五〇
瓦新電氣	三、一五六、一五〇		〇・〇四		三五・〇〇		—		—		—		—		—
其他工業	五、六〇四		二六・三七		六七・六六		四四・四四		一八・九一		一四・八九		一一・〇三		四・四一
計	二六、八四〇		一〇〇・〇〇		六三・八七		三六・一三		一七八八		一五・八三		一四・一一		六・〇四

本市にありても大規模工業としては東部に小泉製麻、中部に日本毛織、西部に巨資を擁する鐘紡の如き紡織工業あり、神戸製鋼に川崎及三菱の兩造船所が代表する金屬鐵工業など大企業のもの一々枚舉に遑もないが、中小規模のものとしては前記「本市工業の特色」中に述べてゐるが如く各種機械器具工業並に化學工業が數多く存在する。蓋しこの兩工業が代表的地位を占むるのであるが、就中後者の王者としてはゴム工業であつて大企業に屬するダンロップ（東部）を擧げると共に西部にある中小ゴム工場が、其の工場面積（坪數）

を略ぼ等しくするものなることを附記しておく。又マッチ工業は大規模経営に属するも製材木製品、印刷製本乃至は各種食料品の工場を始め瓦斯(電氣は公營)業の外雜種工業として重工業、輕工業に亘り軍需品に生活品其の他の用品を生産し、事變下内外の需要に應ずるの盛況であるが爲、擴大動向の線に添ふて人と物(原料や機械など)の外金融問題が重要性を加へ來たつたことを見逃す譯に行かぬ。

### 三 工業相談の諸相「輸出品化に目標」

千容萬態、一見業種極めて多彩なる商業にありては共通點も尠くないので、其の經營指導に當るものは少數専門家にてよく機能を發揮し得るも工業相談の場合は事情に大なる差異があるやうだ。即ち先づ對内的事項としては原料の仕入と製品の販賣は商業の場合に於ける仕入と販賣の原則其のまゝに、従つて商的活動に属するものであるから之を除くも従業員の待遇と奨励従つて訓練、會計記帳と稅務手續又は採光通風と照明、續いて金融問題乃至は工業組合の結成促進など個別的にも集團的にも類似するものと云ふことが出来る。之を對外的事項よりするときは特許、實用新案、商標意匠の登録又は工場法並に手續など、主として法務に關する専門家の一名又は二名にてよく之が指導をなし得るのであるが、其の一步手前に於ける發明考案の誘導、機械の据付工場内諸設備の改善、科學的管理の法則による無駄排除と能率増進など技術的科學的研究と指導による生産効率の倍加を目標とする工場診断に就ては共通點必ずしも多く存する譯でなく、紡織に金屬に機械器具、窯業、製材木工、印刷製本、食料品、瓦斯、電氣其の他の雜工業など多種類なる工業に對し一人一業標準に専門家を委囑することは相談所の經費徒らに増嵩するのみ、加之之を化學工業だけに就て見るも一人にて受持ち得るや甚だ疑問であつて、人選上大なる難關に直面すること必然であらう。多くの商工相談所が商業偏重の運営方針より前進し得ざるはこの理由によるのであらうかと觀察せられる。然し困難あるが故に之を放棄して可なりとなす理由はないから前進譜を奏しつゝ一步前へ出



ねばならぬと考へられ、本所商工相談所にありては一月中旬に第十三回經營販賣講習會開催に當り、小口金融問題に關聯して「中小商工業融資損失補償制度」申告期日の接近に備へて「營業純益及所得の計算」其の他の稅務並に工業經營に就て體驗と學識深き専門家を招聘して「中小工場共通の缺陷と匡正法」なる題下に連續講話を試み以て多數業者の裨益に資した次第である。更に二月中旬に所謂小口産業金融問題の講演會と工場診断指導の計畫を進めてゐる。

試みに「中小工業の要望する研究問題」は何かと云ふに金融問題は後段に譲り、茲に大阪市役所産業部に於て座談會を開き業者と同市工業研究所職員との間に質疑應答並に意見の交換を行つたこともあるが、其の際の要項を擧ぐれば 一、業者の從來悩みつゝある生産技術 二、業者に於て生産技術上如何なる研究を必要とするや 三、工業助長機關の利用並に之に對する業者の要望なる三點となる實に連日長時間に亘り百十五件の多數問題を處理したのであつた。蓋し輸出品中重要地位を占むる國產雜工業品は中小工業者其の大部分を生産するのであるから科學的研究の必要を自覺し、益々躍進を期待するが爲には優良品の廉價製造が最も肝要であつて、先づ其の生産技術の指導が要求せらるゝと同時に經濟的組織(設備、運営、會計などを含む)が之に伴はねばならぬ。換言すれば技術と經營の両面に手落ちがあつては豫期の奏效は望まれない、製造と販賣が並行してこそ業績が擧るからである。参考までに茲に主なる項目を擧ぐれば次の通り何れも業界の改善に資する所多き事柄であることが判かる。

- 一、金屬鍍金及加工 自轉車用防錆油、アンチモニー生地ニツケル鍍金、黄金代用合金、錫器の防錆塗料
- 二、食料品 寒天製造工程に於ける心太の防腐劑、罐詰の罐臭の除去、飲料の潤滑其の他罐詰洋酒の人工的熟成法
- 三、可塑物 セルロイド製造用樟腦代用品、耐油性合成ゴム、古ゴムの粉碎機其の他小工業に適當の乾燥裝置
- 四、硝子其の他の窯業品 硝子製造用増埒、磁砂の鐵分除去、カットグラス及鏡用硝子の研磨、熱利用燃料節約
- 五、染料、染色 ステアブルファイバーの染色、毛織染色用耐酸耐熱の染浴槽、ヘルメット帽體の改良

- 六、油脂、石鹼、化粧品 乳化油(蠟)の製造、液體減油のオイリネス増進、機械練石鹼の改良、過脂肪石鹼の製造
- 七、纖維の加工 炭化後の帽體黒斑防止、モノリヤス防縮、セロファン器物の製造、綿羊毛化及モス混合原料の縮絨
- 八、塗料、印刷インク 亞麻仁油の代用品、漆器模地の改良、凸版用金銀印刷インク、インク「締り」防止
- 九、刷 子 豚毛選別機装置、「腰」を強くする法、吸水性減少、豚毛代用品、ペンキ刷毛の根固め劑
- 十、皮 革 羊毛皮の脱脂、縫製の革屑利用、皮革の強靱、機械製靴用の釘

以上の外製藥及香料に關する研究など雜工業品の發展と地位の確保を期する爲には須く優良品の廉價製造に向つて精進せねばならぬ工業組合は勿論個人にても經營者も従業員も一方には無駄排除と廢物の利用更生に就て、他方には代用品の使用と共に技術の練磨と科學的研究に前進を續け、生産報國の實を擧げるは刻下緊急事なりとする。指導と發奮のタイアップが肝甚となつて來た次第であつて、工業相談所の前進が緊要となつた。この趣旨に基き本所において舊懸賞募集規定を次の通り發表した。只事變の擴大と年末匆々當業者繁多の時期なりし爲と更に「實例指示」に就ての誤解があつた爲か応募者比較的少數に過ぎなかつたことを遺憾とする。

總 意 書

時局の推移は好むと好まざるとを問はず産業各部門に亘る非常時經濟體制の強化を必然ならしめて居ります。而も生産より消費に及ぶ配給機能と同業者は其の經營に於て未だ充分に科學的管理に立脚したる組織を整備せず、業務の運管法も合理的とは申されません、加ふるに天然資源に乏しき我國に於て尠大なる生産力擴充計畫の遂行に當り原材料の供給難を告ぐるは必至の勢であつて爲に配給の不圓滑、之に伴ふ價格の激變など將に國民生活の不安を招來するの恐れなしとせません。

この秋に當り生産と配給の重大なる責務を有する吾人商工業者たるもの宜しくかゝる情勢に順應して最善を盡し經濟機構の完備と萬遺漏なき運管に資するを以て邦家緊急の必要に副ふ所以であることを自覺すべきでありませう。されば規模の大小、業種の如何を論ぜず工業生産に當り (一)仕入及販賣組織の改善 (二)效果的工場設備の構成 (三)會計記帳法の簡易化 (四)無駄排除による能率の増進 (五)廢物の利用更生 (六)國產愛用代用品の考案等みな其の實現は個々の業績に於ける躍進途上不可缺の過程たると同時に延いては國民經濟力の充實となり、將又國本の増進ともなり且つ現下の

非常時經濟體制に處する一大奉公となるのでありまして則ち商工報國の實を擧げ得る所以であると信ずるものであります。依つて當所は此の際況く商工業者各位に呼びかけ別記の事例を参照して其の一又は二につき現に實施せる業績向上の實例又は新規の考案を募集し審査の結果最も實踐的にして適切なりと思料せらるゝ數種を選抜し、適當なる方法に依りて業界に勸奨し以て時局對策の一端に供したいと念願する次第であります。

冀くは如上の趣旨を諒とせられ奮つて御寄稿あらんことを。

一、題 目

工業經營上に於ける無駄排除、廢物の利用更生、代用品の使用等に關する實例又は考案

事 例

- 一、原料の仕入及製品販賣組織の改善
  - 二、工場又は職場等の構成
  - 三、經營日計及會計記帳法の簡易化
  - 四、廣告宣傳法の合理的實施
  - 五、照明の點滅、瓦斯水道の漏洩防止
  - 六、燃料、電力の經濟的使用法
  - 七、屑、殘材類一切の廢物の利用更生
  - 八、原料並に製品の効果的運搬
  - 九、技術の熟達、生産のスピード化
  - 十、國產原料の輸出品化
- 以上の外前記の趣旨に合致する工業經營の向上又は物價騰貴防止に資する方法

二、賞金總額貳百圓優秀なる者に對し分割賞與す

入 選 者

- 一、國產粉彩等小丸太間伐材料利用耐衝擊合成厚木板製造考案
- 二、ゴム工場經營上に於ける無駄排除に就て
- 三、臺灣手編帽子に就て

外に佳作三點

古宇田委員

△合成厚木板製造考案は箱口蓋の特種製板を紹介せるものにて新規の考案でないが有益なる實例と見ることが出来る。  
△溶練原料として平爐洋の利用其の他廢物利用兼代用品について酸化鐵を研磨用外三點等は經濟價值を述べたるに過ぎず、考案又は其の實例と見るべきものが少かつたのは残念である。

須 藤 委 員

商業的實例の少かつたことに就て商業經營上の能率増進及無駄排除に就いては複雑多岐なる日常業務に關し刷新を要する點決して少なくない。例へばウインドの型狀又は位置の變更によりて賣上を増進し、帳簿様式の改善によりて會計効果を大にし又は責任額を定めて店員の能率を擧げたなどその實例必ずしも少なくない筈だ。然るに缺陷又は非能率を指摘せるのみにて改良案乃至實踐に就いての報告なく爲に一般の注意を喚起し以て商業報國に協力するを得ざるを遺憾とす、實行して効果のあつた方法を求めたものであつただけに多數応募者の努力は將來に期待する外はない。

茲に一言すべきは國策として輸入制限が爲替管理によりて益々其の度を加へ、爲に輸出振興に影響するに非ずやとの考慮もあるが、現下の情勢に於ては「原料品の輸入制限規定を緩和することなく、然も輸出を増進する方策」として國産原料の輸出商品化又は輸入防壁の爲代用品の製作が進められねばならぬ。今回の懸賞應募審査に當りても最もこの點に重きを置き優秀入選者の一、二に就き其の適例を發見し得たるを喜ぶものである。縣下農産、水産などの原料品に加工作業の改善、工場設備の完備並に技術指導の急を訴ふるは決して偶然ではない。

#### 四 制度の運用と補償料「改正の要」

昭和七年十月以來本縣にて實施の舊制、損失補償制度により四百萬圓以上が利用せられたのであるから、新制に於ても（條件に一段の緩和を見たことに注意）業者は更に活用に努めねばならぬ。即ち舊制より實施の「中小商工業融通資金損失補償制度」に就ては本誌創刊號拙稿「商工相談所の指導目標」記述の際一應解説してゐるから茲には之を詳述せざるも、實績に徴するに豫定總額六百萬圓に對し指定金融機關の貸出其の約七割に達し件數も二千五百以上に及ぶ、従つて一件の貸出平均額約千四百圓、之を市部のみに就て見るに一件二千五百圓平均となる。新制度に於ても少數者に多額を融通することなく出來得る限り多數の商工業者に經營改善と營業振興の爲融通あるやう希望するものである。左に新舊兩制度の主要なる差異を摘録することとする。

一、補償率	全體の五〇%（半額）	一、五〇〇圓以下四〇% 一、五〇〇圓以上二〇〇%
二、貸出高	信用一〇、〇〇〇圓以下 有擔保二〇、〇〇〇圓以下	信用一〇、〇〇〇圓以下 有擔保一〇、〇〇〇圓以下
三、保證人	必ずしも要せず	二名以上を要す

四、貸出度數	何回にても繰返し借用出来る	一度借用したる業者に對しては二回以上の借用を認めず
五、利率	政府資金年六分二厘以内 自己資金年七分以内	年八分以内
六、補償料	年一分（利息年六分計七分） 補償料一分計七分	不 要
七、資格	イ、現に營業を爲しつゝある商工業者にして ロ、引續き營業を爲す見込み確實なるもの	一年以上市内在住者

前項の補償率（五十パーセント）に就て金融業者の中には之を重要視せざるものもある。即ち小口金融就中産業資金に對する過去の實績に徴し、五割の補償率無用論を強調するのである。之に反して十割補償を云々するものなきに非ざるも理論上實際上成立せざるものであるから、敢て論駁する必要を認めぬ、全く論據なきものである。之に反して補償料（一パーセント）に就ては相當程度の論難を免れざる所であるから少く説述することとする。蓋し公設質屋等にありても一定率の利息を徴するの實例よりすれば、全然不當と云ふに非らざるも其の基調に妥當性を缺き亦計算上實務的に甚だ手數でもあり、不合理を發見するから寧ろ之を廢止すべきでなからうかと云ふにある。當局にありては年額二千萬圓向ふ五箇年間に一億圓の補償を爲す以上百分の一なる僅少の補償料は之を無視し得るに非ざるか、殊に現規定によれば計算上金融業者等實務家の不便甚だ大なるものがある。例へば慣例によれば銀行の利息は片落ち計算なること、更に割引料の前取り期限前支拂ひに對する割引などは其の一、二である。寧ろ融資條件緩和の大精神に立脚し動もすれば調査料の負擔を考慮して融通を濫ることなきを保せざる金融業者に貸出奨励費として、之を分與するの賢明なるに如かずとなすものであつて慎重考究の餘地ありと思はれる。尙次の諸點も參考すべきものならん。

一、國家再補償による中小商工業金融に關し補償料徴收は從來の略ぼ同制度にかゝる府縣實施の補償規定になかりしもので、この種金融の圓滑を計る制度としては妥當の方法ではない。

- 二、報償料を保険料と解するときは少数不履行者の爲、多数眞面目なる履行者に危険を轉嫁せしむるの理となり公平を缺くこととなる。
- 三、之を手数料と見做すときは營利事業ならば兎も角國家が格別の手数を要せざるに之を徵收すは非難を免れぬ、手数金は金融業者がやるのだ。
- 四、過去の實績に徴するに貸倒れは百分の一以内である、金融業者に於て所謂自家保険をやる方が得策であらう、詰り之を積立て損失補償すること、すれば書類取扱ひの手数と計算の不便煩勞を免れることが出来る。
- 五、補償料徴収は法令改正など急の間合はざるやうならば取扱ひ規定(手心)を緩和すること。
- (イ) 料金の徵收方法を改め「當該年度分を其の年度末に於て合計し明細表を添へて完納することとする、然らざれば金融業者に於て利息の立替を爲さねばならぬこととなる、例へば一箇年の約束にて六十日又は二箇月單位に手形の書替を行ふが如き場合に。
- (ロ) 慣例によれば利息(割引料の形式)は前取りで且兩端入れであるが、補償料は片落ち計算で誤算を招く恐れがある、殊に六十日又は二箇月單位に手形の書替を行ふとすれば一箇年間に六日以上の日歩を見込む必要があらう。

この種の資金は決して中小商工業者に救済金として慈善的支給をなすものでなく、生産資金として業界助成を目的とするものであるから、天災地變の偶發事件なき限り完全に返済し得る見込みある業者にのみ融通せらるゝ資金であると解すべきだ。従つて金融業者も職業的意識に基き融通に對しては人と事業(經營振りなど)を充分調査する必要がある。之が爲、可なりの時日と經費を費消する場合があるから補償料は専ら金融業者に給付しこの種金融の獎勵を計るべきであるとの説もありて當局に於て慎重考究中なりと聽く。尙不良貸付に關しては補償規定の詳細なる取極め乃至は低利資金の運用に關し、借入金勘定に依らずして預金部よりの公金預金勘定を認めざる限り且書類取扱ひの簡捷を計らざる限り、業者に對し低利融資の利益を分譲し得ざる缺陷を補正することは出来ない。因に年又は月計算の割賦償還を原則とするこの種資金融通は、契約期間の途中元金の減額を爲し又は期限に遅れ或は期限前の内入れ乃至は完済の場合に前述の如く當該年度補償料の前納は實情に即せざるのみならず、計算亦複雑なるを以て貸出しを避くるか、特殊の手段などを講ぜしむる誘因となり、弊害を招來するの恐れなきに非ず、よろしく補整勘定を設け追徴又は拂戻し等の便法を開き、斷じて金融業者に補

償料計算より生ずる危険即ち損失を負擔せしむることなきを保障せねばならぬ。然らざれば折角緩和せられたる條件も實際問題として其の運用の圓滑を期することが出来ないであらう。總て補償料は利息に準じて之を取扱ふがよいと思はれる、依つて實務的には金融業者が貸出しに際し又は手形書換(延期)に當り、其の金額、期間によりて補償料を計算し、之を會計年度の終りに累計額を明細表と共に納入することとせば相互に利便多かるべしと信ぜらる、況んや補償の申請が最終辨済期以後六箇月乃至一箇年を原則とするに於てをやである。簡便妥當を建前とし實際の運用に支障なき取扱ひこそ金融業者をしてこの制度活用誘導の第一歩であり、従つて條件の緩和と費用低下が商工業者利用への躍進を促がす樂譜であらう。

### 五 小口工業金融「人と用途を調査」

神戸市内の中小工業状況に就ては前掲工業調査書が數年前のものなるが故に、其の後に於ける餘りにも著しき進展の爲、計數的に現狀を説述することは出来ないが、假りに資本金一百圓未満の極小規模のものを除き、亦同五千圓以上をも省くとすれば工場總數に對し其の比率は七十五パーセント強となり、全市に存在する工場の四分の三に當る大部分が個人經營に屬すること既記の通りであるが、其の概要を次に示さん。

資本別概要		百圓未満	五百圓未満	千圓未満	二千圓未満	五千圓未満	一萬圓未満
平均資本金		五三圓	二四〇圓	六五六圓	一、三二一圓	二、九六五圓	六、三三八圓
固定資本百圓に對する運轉資本金%		六一・八	六二・八	五三・九	四五・〇	五二・九	五七・四
従業員(家族共)		一・五	一・九	二・七	三・六	五・八	八・四
生産額		六三九圓	一、二四圓	一、九二九圓	三、一四一圓	八、六七九圓	一四、一三五圓
對收入百圓の支出		四九・六八	五八・九五	六六・九八	七〇・五八	八五・六四	八四・三二

平均借入額	四九・〇九	九二・〇四	一三四・〇六	二四三・五九	六四一・七〇	一、二三九・九六
負債率	九一・九	三八・四	二〇・四	一八・四	二一・六	一九・六

茲に指摘しおき度きは平均資本金に於て百回未満の極小規模の工場總數六百十九の平均資本金は僅かに五十三圓、同五百回未満二百一工場の平均資本金二百四十圓、又同千回未満千九十一工場の平均資本金六百五十六圓に過ぎないことである。千圓以上二千回未満の九百九十工場の平均資本金が千五百二十一圓、二千圓以上五千回未満の八百七十六工場が同二千九百六十五圓であつて、若し一萬圓未満六千七十六工場の總平均を計算するときは千二百六十五圓内外となるに過ぎないことをも附記しておかん。

之を負債に就て見るに銀行よりの借入比率個人經營にありて六十パーセント強に當ることは次表の通りであるが商業資金との間に著しき比率の差異がある、これ企業の性質に基く工業資金の特色を示すものであらう。

固定資本と運轉資本に於て總平均を見るに前年の六十二パーセントに對し後者の三十八パーセントの如き、更に之を個人經營に就て云へば前者五十パーセント後者四十三パーセントで商業資金に於て見られざるの比率ではなからうか。工業金融と商業金融の難易もこの邊りに基調が置かるゝのである。

負債借入先	個人		合名		合資		其他の會社を 合せて總平均
	%	額	%	額	%	額	
銀行	六〇・九	八四・四	三七・七	六四・二			
信託	一・六	一・一	〇・四	〇・二			
組合	一・七	〇・三	〇・七	〇・二			
卸問屋	一〇・一	六・八	二二・四	四・一			
保	〇・六	〇・一	〇・一	一・三			
無	三・六	〇・三	五・四	〇・四			

個人金融	八・三	二・六	一〇・三	一・七
其他	一三・二	四・四	二・二	二七・九
一工場平均負債額	一、〇四二圓	一九、七八四圓	七、一一一圓	一一、一九五圓
資本金に對する割合	二二・四	三四・二	二三・一	一九・五

由來中小商工業者に對する小口金融は金融機關たる銀行等の立場よりすれば「取扱ひ難い」と云はれてゐる、其の理由は次の三點にありとなることが出来る。

- (一) 危険率の多いこと 統計や調査で判るやうに商業も工業も小規模の經營は比較的短命だと見られて居る、商店街商店經營主の移動又は工場主の轉業など内外其の實例が尠くない。
- (二) 手數と経費がかかること 大口金融の場合と略ぼ同様の手數と同額の経費(調査などの費用)を要するから採算上小口よりも大口の金融を取扱ふこととなる。
- (三) 貸金は回収が眼目なること 貸してやる(贈與)のではなく、必ず返して貰ふ金であるから借主と資金の用途を入念に調査する必要がある。會社組織の場合と異り個人の信用竝に經營の調査は甚だ困難である爲、小口金融を避くる傾向を免れない。

然らば中小商工業者は金融業者に見放されたのかと云ふに決して左様に非らず、前述の通り國家機關の補償制度による指定金融機關の融資がある。殊に中央政府の再補償によりて各府縣及六大都市實施の場合に於ける條件の緩和が發表せられたではないか。又この種指定銀行、其の他に於ても中小商工業資金の融通が預金部の低利資金の運用によりて斯業振興の爲、格別の條件を發表してゐるものも尠くない、試みに日本興業銀行支店の「貸出案内」に徴するも工場敷地の買入、工場の増設又は機械の改善、或は原料材料又は商品の仕入、其の他運轉資金或は高利借入金金の借換(資金の用途)を望まらば會社でも、組合でも、個人でも現に商工業を經營せらるゝ

方(申込人の資格)ならば五年以内の定めで月賦半年賦又は定期償還の方法で精々低利に貸出しをなす云々とある。この擔保物は工場、財團其の他不動産(特に神戸市外の宅地や建物でも)、有價證券を望むも各種組合(個人でも場合によりては)は無擔保で申込みが出来ることとなつてゐる。

無擔保の場合に中小商工業者が最も困難を感じる問題は連帶債務を負ふべき保證人である。之を容易に求め得るものは兎も角としてこれなき店主又は工場經營者は自ら融資の途も塞がれてゐる筋合ひとなる。損失補償制度の條件が緩和せられたとは云へ、尙この點に於て大多數の満足を得難いのである。彼の庶民金庫法案に於てこの種保證制度が期待せられたのであつたが、未だ充分なりとは斷じ難い。商業組合工業組合等に参加するか、昔の五人組に類似した三人組四人組などの形式を取る外はない。次に小口金融に就て多年の経験ある某銀行の中小商工業者の觀察批判を聴くに「實際は好成績だ」とのことである。其の理由は(一)中小商工業者に眞面目の方が多し(二)營業の見透しがつき易く且つ(三)僅かの資金で經營の改善も容易であるので業績向上に對する張合ひがあるなどが其の主眼點であるやうだ。

扱て融資を受けらるゝに當り借入申込の場合如何なる事柄が必要なりや、所謂自己診斷をやる條件如何にと云ふに、大體次の五つを擧ぐる事が出来る。資金の借入れを申込む前に一應考察してみるがよい。

第一、現に引合つてゐるか 商業でも、工業でも充分採算に合ふか、損益計算に於て赤字になるやうなことでは將來性のない營業だから産業資金としての融通は得られぬ、金融業者も困るだらうが自分も迷惑であらう。

第二、人柄・經驗・手腕など に就て安心が出来るか、經營が充分出来る人か、永年の經驗があるか、現下の情勢に於てうまく切抜ける手腕家であつて欲しい、徒らに業務擴張の計劃をやるは考へものだ。

第三、借入資金の用途 勿論營業資金でなければならぬ、商品や原料の仕入代金となるのか、店舗・工場又は什器・機械などの購入資金か、其の他營業用の運轉資金たる事が條件となる。

第四、返済の目當はどうか 金融業者の最も知りたい點であり、又借主としてもこの目當が立たぬやうでは身を縛ることとなるから融資は見合はさねばなるまい。尤も營業外の収入に返済目標を置くことは差支ないが、其の計算が判然立たねばならぬ。

第五、收支の計算が判るか 詰り帳簿があるか、無くとも收支がハッキリして居ればよい、矢張り記録と計算を明確にする爲には帳簿が必要だ、簡易記帳法が推奨せらるゝ所以でもある。

以上の要項を轉じて野村銀行支店の「産業金融案内」を見やう。同行にては昭和七年以來補償制度に準じ獨自の方法にて中小商工業融資問題解決の爲、計畫を進め率仕的精神を以て約一千萬圓(内大阪府内八百萬圓、兵庫縣其の他二百萬圓)の巨額を融資してゐる。其の種類は四種であるが「團體金融」を除き要點を列挙しておく。

(甲)小口産業金融 (一人又は一社當り千圓まで信用及擔保付)二箇年以内(三箇月以内据置)の割賦償還又は三箇月以内の定期償還、三人以上の連帶借受けの場合を除き無擔保又は擔保の少いときは確實な保證人が要る。

(乙)普通産業金融 (一人又は一社當り信用五千圓、擔保付二萬圓まで)三箇年以内(六箇月以内据置)の割賦償還又は六箇月以内の定期償還、二人以上の連帶借受けの場合を除き新擔保又は擔保の少いときは保證人が要る。

(丙)大口産業金融 (一人又は一社當り信用一萬圓、擔保付三萬圓まで)三箇年以内(六箇月以内の据置)の割賦償還又は六箇月以内の定期償還、二人以上の連帶借受けの場合を除き無擔保又は擔保の少いときに保證人が要る。

以上の資金に對する借受申込人の資格は、野村銀行支店所在の各府縣同一市町村内に引續き一箇年以上居住し、現に商工業を営み將來も營業繼續の見込みある世帯主若くは會社とし、利率は日歩一錢九厘以内金融市場の狀況により變更する定めなれば其の都度照合す

ればよい。又「資金の用途」として（イ）原料、材料又は商品の買入れ或は貨銀の支拂ひの爲の運轉資金（ロ）月賦其他による賣掛代金の資金化（ハ）工場、機械設備又は店舗の改善等の固定資金に限ることは既記興銀の外勤銀又は神戸銀行等の普通銀行、或は信用組合神戸金庫などの案内書にも略ぼ同様の記載がある。要は商工經營に於ける營業資金として（一）商品、製品又は原料の購入等に要する運轉資金（二）店舗又は工場などの設備、或は什器、機械器具類の改善又は購入の爲にする固定資金（三）之等の運轉又は固定資金に關する舊債の借替資金などに融通せらるゝものに限る。

右の内何れかの金融を受けんと欲するときは申込書を提出する、用紙は本店でも支店でも備付けてあるが、先づ申込人の住所職業氏名などを詳記し、次に營業繼續期間、申込金額、其の用途、期間並に償還の方法、借入金償還の資源（返済の目當）、擔保及取引銀行名の外（イ）現在の資産負債（貸借対照表）（ロ）最近一箇年間の營業收支（損益計算書、會社ならば考課狀の類）及（ハ）營業收益税並に附加税などの明細書を添付せねばならぬ。外に店舗又は工場の現況として所在地、家賃地代、従業員家族使用人又は職工數、主要販賣商品又は製品に關して之を明記する定めとなつてゐるが、前記五要項の調査資料となすものなることは明かであらう。要は經營の實情とか財産の内容を打明け營業資金に就き協力を求むる譯であるし、將來の計畫を明かにして業績の見透しを相談するのでもある。詰り金融業者の立場から業態の診斷を受け健全なる歩みに向つて提携を求め以て發展助成の彼岸に前進せん爲、人と金即ち營業の躍進譜を奏する所以であります。中小商工業融通資金損失補償制度によりてこの間幾分の條件を緩和し、斯の業者と金融業者の協力が少しでも圓滑とならば中小商工業振興の國策が效果の實を結ぶこととなる。事變下消費經濟の動向に順應して生産の轉機を計劃するだけでも設備と技術とそれから勞務の新しい裝備と配置が肝要であらう。是等は何れも資金を要することであるから金融的後援がなければならぬ經營指導を目標とする相談所の實績を擧ぐる爲にも最も緊切な問題である。

中小工業の科學的經營基調として先づその經營組織の特異性を合理的に發揮せしむべき計劃に資する爲、改善指導が肝要であるが（一）原價計算（二）取引方法（三）能率等に就て統計記録の制度を確立し原料の購買及び製品の販賣取引に關する合理化の實施を企圖せねばなるまい。之に依りて原價と採算を明確にし製造過程をも改善せしめ得べく、慣例を打破して有利なる計算に導き以て能率増進への獎勵を促すことが出来る、若し夫れ従業員の訓練と指導に力を致して國力の發展に寄與するを得んか、精神運動と生産報國への實現を可能ならしめ所謂一石二鳥の効果を擧ぐる事が出来やう。

次に工業組合の増加を見るに、昨年の夏頃その總數一千突破に歡聲を上げたものだが、僅か半歳を経過せる本年一月末現在數によれば千二百四十組合（内聯合會六十一）組合員數九萬千九百九十三人、出資總額三千八百八十八萬五千六百四十三圓（内拂込済出資總額千九百九十五萬五千二百五十七圓）に達しその生産年額も三十一億七千二百三十萬圓を越ゆるの快報を新聞紙上で敬見することが出来た。過去五箇年に於ける組合數の増加が一箇年二百なるに比すれば倍數以上の比率であつて當業者が如何に國策の線に添ふて前進しつゝあるかを如實に示すものと云はねばならぬ。因に本縣下の工業組合現在數は五十一（内聯合會三組合）組合員數六千七百二十一人出資總額百五十七萬五千餘圓（内拂込済出資額九十八萬二千二百餘圓）生産年額一億七千三百六十八萬二千餘圓に及ぶ、實に組合數の如き全國府縣平均數の約二倍を示してゐる。

我が國輸出品の中で重要な地位を占めてゐる中小工業者の手になる製品の輸出が、その後不振を告ぐるが如きことなきやを憂れ、之が高級化を圖る爲、商工省では助成を企圖し、「中小工業製品高級化施設費の補助金交付」に付（本邦輸出品中重要なる地位を占むる中小工業製品の高級化を圖る爲、當業者に對し指導職工の養生及機械設備改善の費用を地方廳を通じて補助することとし、又地方廳に對しては指導技術職員設置費を補助することとし）十二月十三日附を以て三十七府縣に對し合計金十二萬四千八百七十五圓也を夫々交付の

指令又は内示を爲したる旨發表してゐる。

右の施設に對する助成計劃は (イ) 地方指導技術職員設置費補助 (ロ) 指導職員養成費補助 (ハ) 設備改善費補助等であつて、常に商工省と連絡を取り地方の工業研究機關の有機利用、或は調査研究又は委員會の設置等適切なる方途を講じ同時に試作展講習講演會を開催し以て當業者の精神的技術的經營的の三方面に對する啓蒙を進めんとするものである、原料輸出品化を目標とする資源の開發と國產愛用の振興運動とも協力してその實績を擧げんとするは云ふまでもない。而して金融の後援に於いては補償制度による個人的貸付の外組合を通じて行はるゝ商工組合中央金庫の融資又は低利の中小工業振興資金の運用に便宜を與へんとするものである。只保證制度に就て未だ達し得ざる點あることが遺憾であるが、自治的に或は會社組織によりて信用保證協會の成立が研究されてゐる、完全なる制度の一日も早からんことを祈る次第である。

獨逸に於けるこの制度は千九百三十四年(昭和九年)首都ベルリンを始めとし三四の都市に於て實施し、相當の成績を擧げたものであるが、この制度をそのまま我が國にて實施せんとするも株式組織にて營利的經營となさんか保險業法に抵觸し、又授信業務本來の性質よりすれば多分に社會政策的意義を持つ關係上成立に難色を見ることとなる。今參考までに同年三月より翌年九月までの一箇年間に亘る同國の事業成績を擧ぐれば信用保證申込總額は三百五十四萬五千三百九十七マークであつて、その承認額は二百六十七萬五千マーク即ち七割五分強(調査中のものもあつて)明かに拒絶した分は極めて僅少に過ぎない。而して償還額は百八十餘萬マークであるから約七割は事故がなかつたこととなるが、現存額は八十一萬三千三百七十マークである。茲に附記すべきはこの種信用保證協會の業務中主要なる點は (一) 中小商工業者が會員たる金融機關より資金の貸付を受くる場合之に對し信用の保證を爲し、之が回收不能となりたる場合に金融機關に對し其の損失の全額を補償する。(二) 信用の保證を爲したる中小商工業者に對して債務繼續期間中其の事業經營の指導

を爲すこと。(三) 其の他本協會の目的を達するに必要と認めらるる事項などである。蓋し擔保を有せざるものの信用保證は特別の機關なしにそのその實績は收め得ない、補償制度利用の一步手前に存する難關として現に残された問題ではなからうか。

中小商工業金融機關の改善案が東京市中小商工業振興調査會に於て發表せられたことがある、その要綱を見るに既設金融機關としての普通銀行及び貯蓄銀行に於ける貸出し獎勵と共に無盡業法の改正による貸付金の利用策、組合金融の助成が擧げられ、新施設としては個人金融業者の統制は勿論利息制限法の改正も質屋取締法や公設質屋に關する施設改善(例へば商品質庫事業の擴張の如き)乃至は府縣市町村など各種公共團體經營の生業資金貸付機關の増設などである前記債務(信用)保證や組合結成の促進と共に商店經營並に工場管理の指導機關たる商工相談所の擴充が強調せられて居つたことも輕視することが出来ぬ。

十二年度に於ける中小工業振興施設として商工省補助金の總額は追加豫算等で精確に上げ得ざるも (一) 中小工業の振興費 (二) 工業振興及び中小工業製品の高級化施設費 (三) 産業獎勵費など相當巨額に達してゐる、若し夫れ地方費並に公共團體の出捐や組合費などを加算したなら更に多額なるに驚くであらう。假りに (一) の振興費中主なる二、三を指適するも (イ) 工業組合施設費補助二十七萬五千圓 (ロ) 統制指導促進費一府縣平均四百五十圓 (ハ) 經營改善指導補助十二萬圓 (ニ) 工業試験場指導施設費補助十萬圓の外 (ホ) 下請工業助成金五十六萬圓 (ヘ) 同指導職員設置費補助十八萬七千圓 (ト) 製品検査設備費補助二十五萬圓 (チ) 見本製作費に對し交付される補助金十二萬圓など一々枚舉に遑もない。次ぎに(二)の製品高級化施設費として補助金二十一萬五千餘圓指導職員設置費や養成費など合して二十數萬圓に達するを見る。因に十二年度の工業組合普及事業資金割當は總額九十萬圓であるが、舊曆十一月十三日付で八十七萬圓だけが確定發表となつた、その主要用途は共同販賣共同設備、共同運轉資金等であるが本縣の分は川西皮革工業組合に對し共同購入資金一萬圓共同設備資金三萬圓計四萬圓であるが、何れも商工組合中央金庫を通じて行はれる。

大企業にかゝる軍需關係の工業即ち重工業乃至は精密工業以外は生産の擴充が強調せられ、能率の増進從て經營の向上が重要視せられて居るのであるが、原料なり材料は別として (一)資本化による機械設備の充實 (二)生産技術の向上 (三)従業員の補充と作業のスピード化に次いで諸費の膨脹が問題となつて居る、事變下急速に補整のつかぬものもあるが對策の考究が肝要であらう、國策として大所高所より指導を受くる外個別に改善が企圖せられねばならぬ、本稿に於て轉換問題に就き解説と振興對策の論述を試みた所以である。特に輸入制限に應じ輸出振興の爲にも企業の補償制度が考へらるべきではなからうか、例へば輸出補償法の如き貿易業者に資するものであるが、更に加工製造に對する生産補償も亦現下の情勢に於て輸出向きは勿論國內取引にありても原材料の供給不足乃至は従業員の調算意に任せず或は機械設備の轉機等既約品の引渡し困難なる事由發生に備ふる必要なきか、天災地變に對しては保險の制度を利用して業界の安全が保障せらるゝのであるが之に類する補償制度も輕視することが出来ないのではなからうか、研究の餘地があると思はれる。尙工業概要に就いて三都の比較を左に示さん

三都比較	神戸(七年)			大阪(八年)			東京(六年)		
	工場數	資本金	生産額	工場數	資本金	生産額	工場數	資本金	生産額
本業工場數	六五七	四六〇九	八二四九	四六〇九	八二四九	八二四九	四六〇九	八二四九	八二四九
副業工場數	九	六四	一七〇	六四	一七〇	一七〇	六四	一七〇	一七〇
計	六六六	四六七三	八四一九	四六七三	八四一九	八四一九	四六七三	八四一九	八四一九
資本金(一工場平均)	六九四〇	二五八八	一四九三	六九四〇	二五八八	一四九三	六九四〇	二五八八	一四九三
従業員	二八	八八	一四九三	二八	八八	一四九三	二八	八八	一四九三
生産額	一八三六	二七〇六	一四九三	一八三六	二七〇六	一四九三	一八三六	二七〇六	一四九三
収入	二六三六	三三三六	一四九三	二六三六	三三三六	一四九三	二六三六	三三三六	一四九三
経費	一三三六	一三三六	一四九三	一三三六	一三三六	一四九三	一三三六	一三三六	一四九三
負債	一三三六	一三三六	一四九三	一三三六	一三三六	一四九三	一三三六	一三三六	一四九三

(神戸高等商業學校教授 須藤文吉氏)

昭和十三年二月二十五日印刷・昭和十三年二月二十八日發行  
 神戸市神戸區海邊通一丁目一六  
 發行所 神戸商工會議所 發行所 同上商工會議所  
 神戸市神戸區三宮町一丁目三三〇  
 印刷所 合資會社 明輝社 印刷人 辻 左武郎

昭  
和  
十  
三  
年  
二  
月  
刊  
第  
二  
十  
三  
號  
報  
所